

都立高校の魅力向上等に係る懇談会専門部会

第二部会（第2回）

令和8年9月10日

1 第一回専門部会の振り返り

2 不登校経験等のある生徒の状況

3 多様な困難を抱える生徒への対応

4 通信制ニーズの増加

5 本日の論点

1 第一回専門部会の振り返り

第1回専門部会の振り返り

- 第1回専門部会(令和8年6月29日開催)では、都立高校における多様な生徒の概況等について確認するとともに、チャレンジスクールやエンカレッジスクール、定時制・通信制高校の在り方について議論
- ⇒ 本日は生徒一人一人が抱える多様な課題やそれらの要因となりうる様々な背景について取扱いながら、今後必要となる生徒支援の施策の方向性について議論

各委員からの発言(概要)

○ チャレンジスクール・不登校について

- ・ 不登校経験者の最初の関門は通い始めであり、毎日登校することが難しい場合の別の手だてなど、様々な困りごとへの対応が重要
- ・ チャレンジスクール等に通う生徒の自立には、**学校と地域の連携が重要**だが、現状は属人的なサポートに留まっている部分もある

○ エンカレッジスクール・学び直しについて

- ・ 「力を発揮しきれずにいる生徒」の中には、例えば**発達障害**等により読み書きの学習が著しく難しい生徒もいる
そういった生徒に対し、基礎学力の定着を文字の読み書きの勉強の延長線上で行うことは、有効ではない場合がある
- ・ 高校1年生や2年生段階から**企業と組んだインターン**などが授業に組み込まれていくと、**就職に直結**するとともに、**離職の抑制**にもつながる

○ 定時制高校・通信制高校について

- ・ 定時制高校と通信制高校では**体験機会**が不足しやすく、**体験型学習を積んでいく機会の創出**が重要
- ・ 私立通信制高校が不登校の受皿として急拡大しているが、スクーリングの多いコースは学費が非常にかかる
都立通信制としては、**スクーリングや学校の中でできる支援**をしっかりと生徒に提供していくことが必要

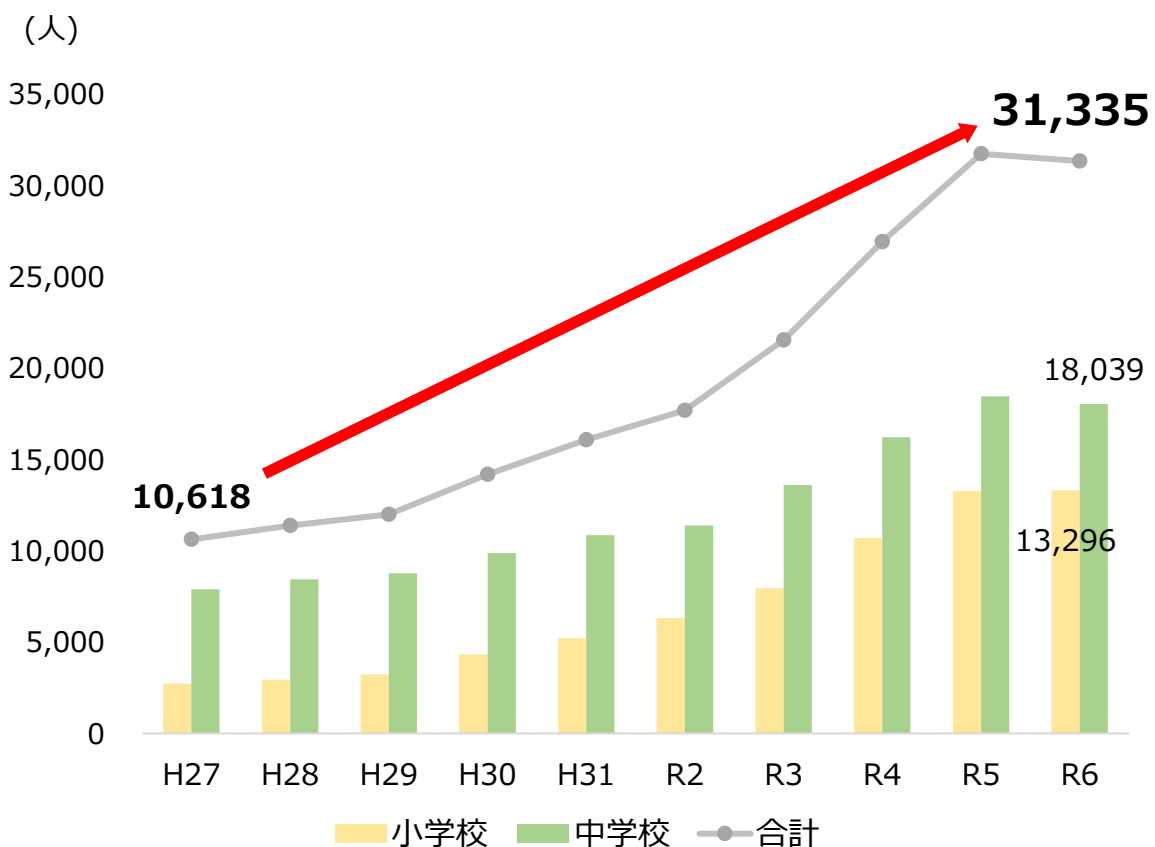
2 不登校経験等のある生徒の状況

多様な生徒を取り巻く状況の変化（不登校）

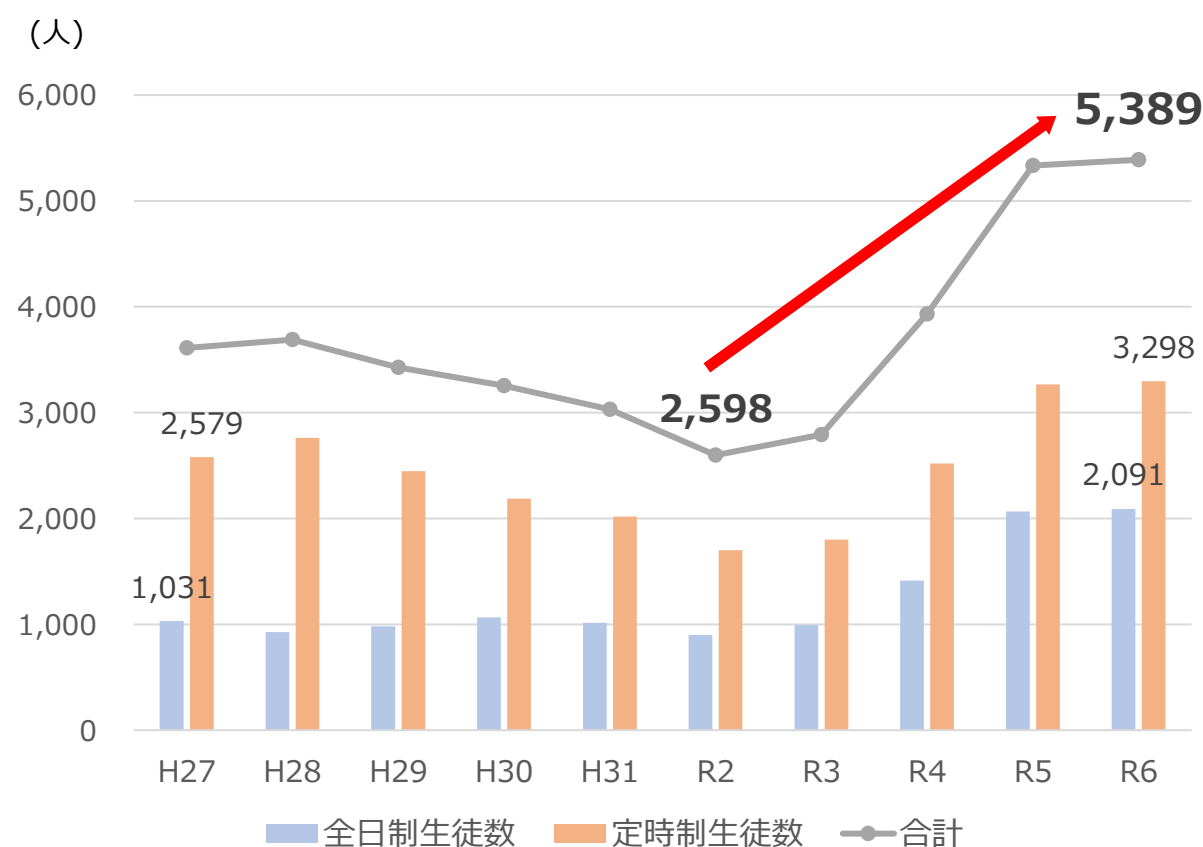
第1回専門部会資料より抜粋

- 都内公立小学校・中学校における不登校児童・生徒数は、令和5年度まで11年連続で増加
- 都立高校における不登校生徒数は、減少傾向であったが令和3年度から増加

都内公立小・中学校における不登校児童・生徒数の推移



都立高校における不登校生徒数の推移



不登校生徒の状況

□ 学校が把握した不登校生徒の事実によると、人間関係、学業、学校生活への適応、家庭環境、心理・健康的課題、支援ニーズ等、生徒一人一人に多様な課題・背景が存在

不登校生徒について把握した事実（令和6年度）

※ 不登校生徒全員について、学校が把握した事実を1つ以上回答

	いじめの被害の情報や相談があった	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	学校のきまり等に関する相談があった	入学、転編入学、進級時の不適応による相談があった	家庭生活の変化に関する情報や相談があった	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	生活リズムの不調に関する相談があった	あそび、非行に関する情報や相談があった	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	不安・抑うつ等の相談があった	障害（疑いを含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	個別の配慮（障害（疑いを含む）以外）についての求めや相談があった	左記に該当なし
全日制	0.4%	6.4%	0.8%	15.5%	1.3%	7.1%	4.1%	3.9%	17.8%	4.4%	18.6%	8.0%	0.9%	0.9%	9.9%
定時制	0.0%	7.2%	0.7%	5.6%	0.9%	3.1%	4.2%	4.7%	22.0%	4.2%	19.0%	12.0%	2.6%	1.7%	12.0%

人間関係等 学業・学校生活等 家庭環境等 心理・健康・支援ニーズ等

国による近年の制度改革

- 令和6年度から、不登校の生徒等が自宅等からの同時双方向型の遠隔授業や通信教育を活用して、36単位まで履修・修得ができるよう国において制度改革

制度改革の概要

1 学校教育法施行規則改正 (令和6年4月1日施行)

(1) 不登校生徒等向けの通信教育の実施 (施行規則第88条の4関係)

全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（「不登校生徒」）、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒（「病気療養中等の生徒」）その他特別の事情を有する生徒を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校は授業に代えて通信教育を行うことができる。

(2) 修得可能な単位数に関する規定の整備 (施行規則第96条関係)

不登校生徒が学修の継続のために自宅その他特別な場所で遠隔授業を履修し、修得する単位数、上記（1）の方法により修得する単位数及び全日制課程の生徒が自校又は他校の通信制課程との併修により修得する単位数は合計で36単位までとする。

※病気療養中等の生徒に対する遠隔授業及び通信教育については、現行の遠隔授業と同様、単位数の制限無く行うことができる

I 第96条第3項で定める単位数

74単位のうち

【教室外・遠隔授業】

① 不登校生徒が、学修継続のため、自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室等）で遠隔授業を履修し、修得する単位

（第96条第2項第2号）

【教室外・通信教育(自校)】

② 施行規則第88条の4の規定に基づく通信教育により修得する単位

【教室外・通信教育(他校・他課程)】

③ 全日制の課程の生徒が、施行規則第97条の規定に基づき、通信制の課程との学校間連携・課程間併修により修得する単位

①+②+③（教室外で修得できる単位数）が、合計で36単位以下となる必要

II メディアを利用して行う授業（遠隔授業）により修得する単位数

74単位のうち

【教室外・遠隔授業】

左記
①

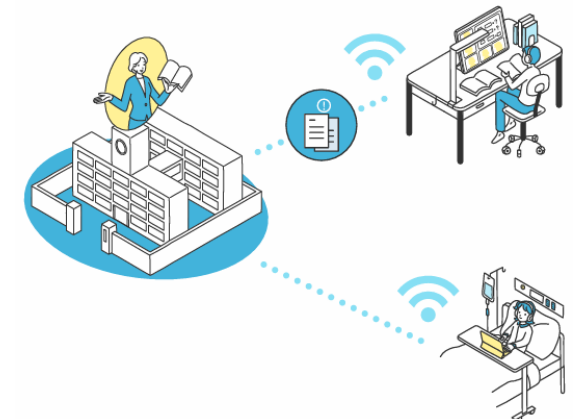
【教室内・遠隔授業】

④ 在籍する高等学校等では対面で実施されない多様な科目の授業や習熟度別指導による遠隔授業等を進路の実現のために履修し、修得した単位

（第96条第2項第1号）

①、④それぞれが36単位以下となる必要

※①については左記合計が36単位以下となる必要



都立高校における主な相談体制

- スクールカウンセラー(SC)とユースソーシャルワーカー(YSW)等がそれぞれの専門性を生かし、学校内外の関係機関と連携して支援を実施

※ ユースソーシャルワーカー(YSW)とは、自立を支援する「ユースワーカー」と「ソーシャルワーカー」を一体化した職名

スクールカウンセラー(SC)の配置

- 不登校やいじめ等の未然防止、改善及び解決並びに教育相談体制等の充実を図るため、学校において子供の心理に関する支援に従事するスクールカウンセラーを配置
- 現在、全都立高校においてスクールカウンセラーの週2日配置を基本とし、特に教育相談ニーズの高いチャレンジスクール等の学校に対しては週3日配置

スクールカウンセラー(SC)の役割等

主な役割

- 不登校やいじめ等の未然防止・早期発見・早期対応、自殺予防、ヤングケアラー等の早期把握
- 生徒が抱える課題の解決に向けた関係機関等と連携した支援 等

具体的な職務 主に学校内で活動

- 生徒へのカウンセリング
- 保護者への助言・援助
- 教職員に対する助言・援助
- 教職員のカウンセリング能力等の向上のための研修 等

ユースソーシャルワーカー(YSW)等の派遣

- 困難を抱える生徒を支援し、将来社会的に自立できるようにするため、就労や福祉の専門的知識や技術を持つユースソーシャルワーカーなどで構成される「自立支援チーム」を都立学校に派遣
- 不登校や中途退学などが特に顕著な都立学校に対してユースソーシャルワーカーを継続的に派遣するとともに、その他の学校に対しても要請に応じて派遣

ユースソーシャルワーカー(YSW)の役割等

主な役割

- 課題を抱えた生徒を取り巻く環境への働きかけ
- 生徒の社会的・職業的自立に向けた関係機関等と連携した支援 等

具体的な職務 学校内外で活動

- 生徒の抱える課題のアセスメント
- 就労、福祉、医療等関係機関との相談・仲介・代弁
- 個別の支援プランの作成への支援
- 保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供 等

都における近年の取組

- 校内における別室での指導の推進や「校内居場所カフェ」の設置等を通じ、不登校生徒等が安心して過ごせる居場所や柔軟な学びの場を一層充実

校内における別室での指導の推進

- 不登校により教室の雰囲気になじめない生徒等に対して、校内に居場所(別室)を設置し、支援員による学習指導や相談、デジタル学習教材の活用等により登校を支援
- 令和8年度はチャレンジスクールや昼夜間定時制高校など、17校で実施
- これまで不登校だった生徒が校内別室に登校できるようになった、校内別室の利用生徒が新年度からは教室で授業を受けられた等の成果



世田谷泉高校
(マイスペース泉)



六本木高校
(STEP広場)



校内居場所カフェ
(立川緑高校)



校内居場所カフェ
(小台橋高校)

「校内居場所カフェ」の設置

- 都立高校に校内居場所カフェを設置し、福祉や就労の専門的知識を持つユースソーシャルワーカー(YSW)が日常の学校生活に関わり、生徒と信頼関係を構築することで、生徒が抱える様々な課題・悩みを早期発見し、不登校・中途退学の未然防止につなげる
- 現在、チャレンジスクールである小台橋高校及び立川緑高校に設置
⇒ 令和8年度中にさらに1校拡大予定

学校現場の状況

- 入学者の大多数が不登校経験者であり、生徒ごとに不登校の背景要因が大きく異なる中、生徒それぞれの支援に向けた、学校と福祉・医療等との連携体制等に課題が生じている。
- チャレンジスクール各校の特色の違いは、不登校経験者に選択肢を与え、入学後の学校定着等に寄与

現場の声（チャレンジスクール）

※ チャレンジスクール数校へのヒアリングにより把握

在籍生徒の特徴

- チャレンジスクールの設置目的のとおり、**不登校経験者が大多数**を占めている。
- 不登校の背景には、対人関係のつまずき、家庭環境、精神的不調、発達特性、学習不振、明確な理由がないまま長期化した不登校等、**生徒ごとに異なる背景要因**があり、**様々な要素が複合**している。

生徒支援状況等

- 生徒の抱える福祉的課題、医療的課題、家庭支援、卒業後の定着支援等の課題について、学校だけでは担いきれない。**福祉・医療・児童相談所・就労支援機関をつなぐ専門職や、外部機関との連携を学校内で調整するコーディネート機能等**が必要。
- 進路決定率等に課題はあるが、不登校経験者の中には、卒業後の進路というよりも、まずは**学校に継続して登校し、最終的に卒業**すること自体を目的・目標とする生徒もいる。

チャレンジスクールについて

- 7校のチャレンジスクールは均一ではなく、**学校ごとに様々な特色がある**。例えば、落ち着いた学校生活や規律ある学校運営を強みとする学校もあれば、比較的自由な校風を売りにする学校もある。三修制により3年間で卒業する生徒の割合なども、学校ごとに異なっている。
- **それぞれの校風等を踏まえて、生徒が自らのニーズに応じて学校選択できることが一つの支援**となっており、不登校経験者が安心して登校できるようになることにつながっている。

3 多様な困難を抱える生徒への対応

生徒の抱える多様な課題・背景（国の分類）

- 子供たちを取り巻く環境の変化等を踏まえ、国は令和4年度に「生徒指導提要」を改訂
- 改訂版の生徒指導提要では、生徒の抱える多様な背景について整理・例示

「生徒指導提要」について

- 小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法を体系的に整理した生徒指導の基本書
 - 生徒指導の実践に際し、教職員間や学校間で共通理解を図るための指針として作成
- ⇒ 子供たちを取り巻く環境の変化や今日的な課題への対応のため、令和4年12月に12年ぶりの改訂

改訂版での主な記載

第Ⅰ部

生徒指導の基本的な進め方

生徒指導の意義や生徒指導の構造、教育課程との関係、生徒指導を支える組織体制について整理

第Ⅱ部

個別の課題に対する生徒指導

各個別課題について、指導に当たっての基本的な考え方や留意すべき事項等を提示

➡ 第Ⅱ部第13章では、「**多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導**」について扱い、生徒の抱える多様な背景を整理・例示

第13章で示される主な背景

項目	生徒の抱える背景の例
1 発達障害に関する理解と対応	自閉症、注意欠陥多動性障害、学習障害
2 精神疾患に関する理解と対応	うつ病、統合失調症、不安症群、摂食障害
3 健康課題に関する理解と対応	多様な背景が存在(医学的要因・心理社会的要因・環境要因)
4 支援を要する家庭状況	要保護児童、要支援児童、経済的困難、虐待、ヤングケアラー、外国人児童生徒等

都立高校における発達障害等の生徒への支援

- 都立高校に通う発達障害等の生徒に対し、通級による指導や、特別支援学校・専門家・民間企業等と連携した多角的な支援を展開

通級による指導

- 大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態
- 都立高校における通級による指導の実績校数は増加傾向



都立版エリアネットワーク

- 各都立高校等において、生徒の学習上又は生活上の困難さを見極める際や、生徒の障害の特性に応じた指導を行う際に、多くの指導経験などを有する都立特別支援学校が、都立高校等を地区ごとに支援

コミュニケーションアシスト講座

- 都立高校等に在籍する発達障害のある生徒で、学校を離れて特別な指導・支援を受けたいと考える生徒のため、土曜日等の教育課程外に、民間の力を活用して、コミュニケーションなどの高校生活に役立つ特別な指導・支援を行う講座を実施



心理の専門家による相談支援体制の整備

- 発達障害の可能性のある生徒等に関して専門的な判断や支援に関する相談ができるよう、都立学校の要請に応じて心理の専門家を派遣

特別な支援を必要とする生徒への就労支援

- 発達障害等のある都立高校等の生徒に対し、民間企業と連携し、就労や進学を見据えた学習やインターンシップを実施
- 就労で生かせる自分の強みや課題について自覚を促すとともに、在学中にその強化や改善に向けた指導等を行い、将来希望する進路の実現につなげられるよう支援

【参考】様々な発達障害の特性

□ 発達障害の特性は様々あり、その特性によって直面する困難や行動傾向等が異なる。

発達障害の特性等の概要

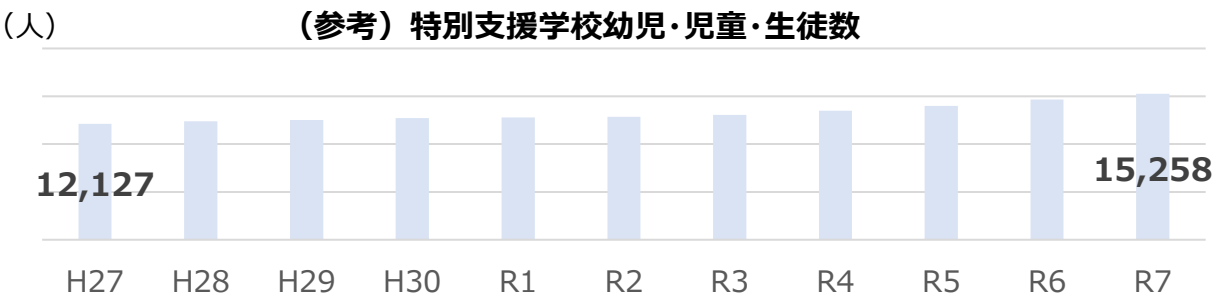
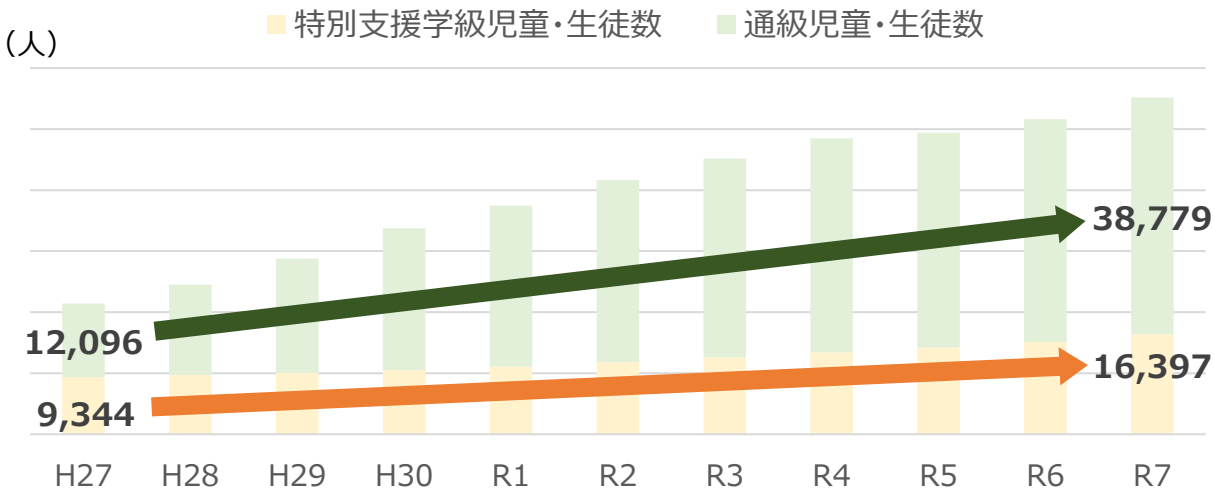
※ 令和6年2月「都立高校における発達障害教育の手引き ～誰一人取り残さない学校づくり～」における分類を基に記載しており、医療分野等における分類や呼称等と異なる場合がある。

自閉症	情緒障害	学習障害(LD)	注意欠陥多動性障害(ADHD)
特性	特性	特性	特性
他者との社会的関係の形成の困難、言語の発達の遅れ、興味・関心の偏り等を特徴とする。	ストレス等への反応として不安定な心理状態が続き、学校生活や社会生活に適応できなくなる。	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論するといった能力のうち、特定の能力に著しい困難がある。	年齢や発達に不釣り合いな注意力の問題、又は衝動性・多動性を特徴とし、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す。
行動・状態例	行動・状態例	行動・状態例	行動・状態例
・対人関係 視線が合いにくい、呼びかけへの反応が弱い、人への働きかけが苦手 ・言語 抽象概念の形成、因果関係や文脈の理解、身振り等の伝達手段の理解や活用等が不得手 ・同一性への固執 順番へのこだわり、予定変更への対応が苦手、特定分野への強い興味	・自分でも何が原因か、何に自分がこだわっているのかを把握できない ・外出しない状態が長期化することで、閉じこもり傾向となったり、対人関係の形成が困難となる ・自傷行為、攻撃的行動、破壊的行動 ・多動、常同行動(同じ動作の反復)、チック等	・読む 文章の内容や因果関係の理解が困難、逐次読みになる ・書く 文字形態の認識や書字が困難、文字の配置ミス、誤字脱字が多い ・計算する 数の概念の理解、記憶、空間認知、抽象的思考に困難がみられる	・不注意 注意を集中させ続けることが困難 必要な事柄を忘れやすい 好きなものには過剰に集中 ・多動性 じっとしてられない 手足を過度に動かす ・衝動性 人の話を最後まで聞けない、順番が待てない、不意に場面にそぐわない行動を行う、他社の行動を遮る

障害のある生徒の状況

- 義務教育段階で特別支援教育を受ける児童・生徒数は増加傾向
- 都内公立中学校等の特別支援学級を卒業した生徒の一定数は都立高校に進学

特別支援教育を受ける児童・生徒数（都内）



東京都教育委員会「公立学校統計調査報告書」から作成

都内公立中学校等の特別支援学級卒業者の進路状況

(R7.3月卒業生の進路)

※ 義務教育学校卒業者を含む

進学者	専修学校等 入学者	その他	卒業生計
1,701人	21人	46人	1,768人

特別支援学校 高等部	都立高校 (全日制)	都立高校 (定時制)	都立高校 (通信制)	その他 (私立高校等)
1,001人	116人	119人	38人	427人

都立高校にも一定数が進学

東京都教育委員会「公立学校統計調査報告書【進路状況調査編】」から作成

都立高校における障害のある生徒への支援

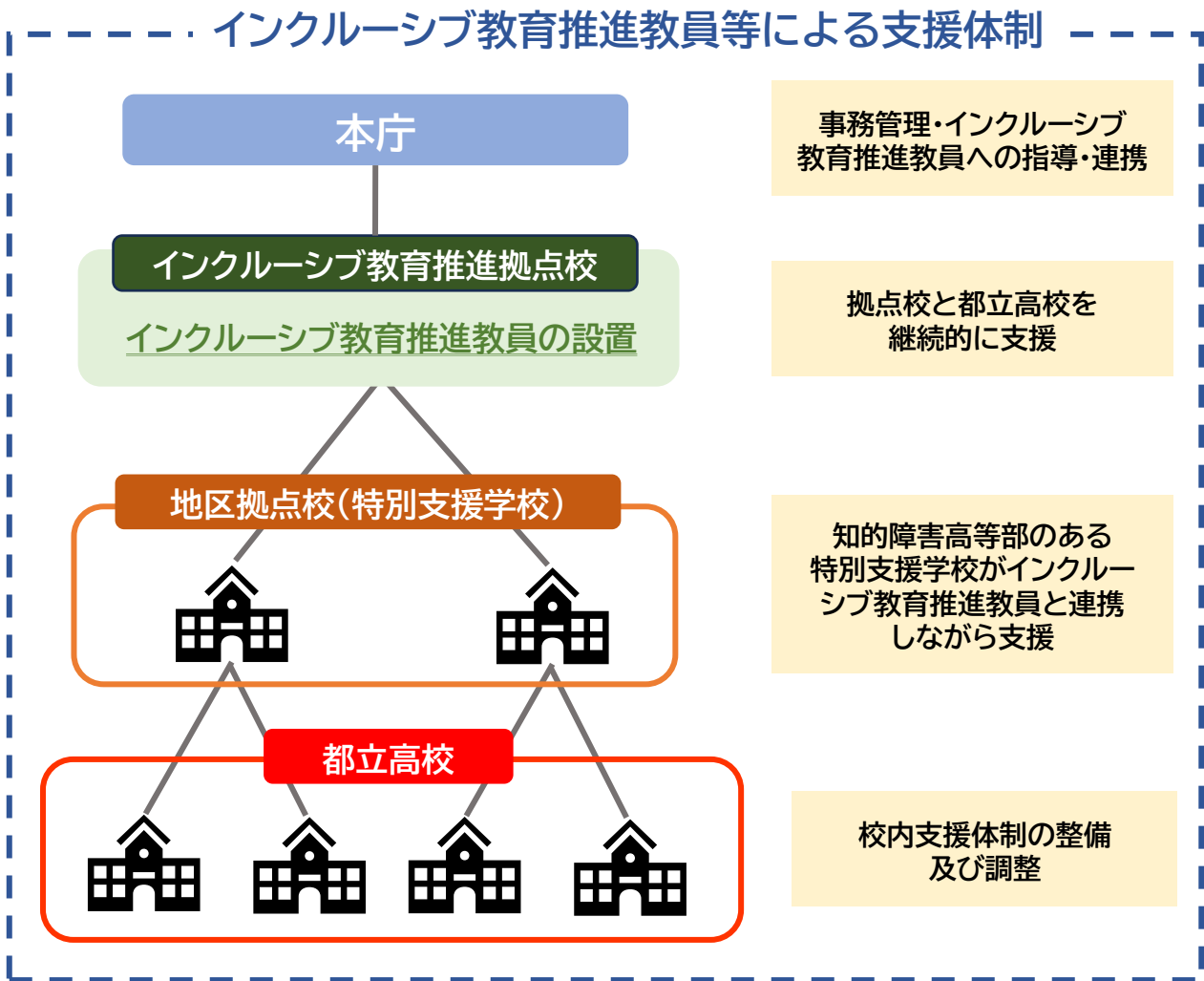
- 都立高校に通う障害のある生徒への支援のため、専門人材の配置や学習環境の整備、特別支援学校と連携した支援体制の構築など、様々な支援を展開

適切な支援の実施

- 都立高校等に在籍する障害のある生徒の支援のための介助職員等の配置や、医療的ケアを要する生徒への支援のための看護師の配置等を実施
- 生徒や保護者からの申出に基づき、学習用デジタル機器や車いすを利用する生徒用の昇降式机など、障害の特性に応じた機器・備品の導入を実施するとともに、必要に応じてスロープ新設工事や手すり取付工事等を実施
- 新入生が、入学後速やかに合理的配慮を受けることができるよう、入学手続後の3月中に聞き取りを行うことで、障害の特性に応じた適時・適切な支援を提供

障害のある生徒への支援体制の構築

- 障害のある高校生への支援のノウハウを持ち、特別支援学校の教員を指導・助言できるインクルーシブ教育推進教員を設置するとともに、特別支援学校の教員が都立高校を訪問し、助言を行うこと等を通じ、障害のある生徒に関する教員の理解や支援スキルを向上



ヤングケアラー

- ヤングケアラーは高校においても一定数存在し、全日制より定時制・通信制で割合が高い傾向
- 世話をしている家族がいると回答した生徒の半分以上が、世話について相談した経験がないと回答
- 世話に費やす時間により、自分の時間や勉強時間等の確保ができていない生徒も存在

ヤングケアラーの状況（全国）

世話をしている家族の有無

	いる	いない	無回答
全日制高校2年生	4.1%	94.9%	0.9%
定時制高校2年生相当	8.5%	89.9%	1.6%
通信制高校生	11.0%	88.1%	0.9%

世話について相談した経験

	ある	ない	無回答
全日制高校2年生	23.5%	64.2%	12.4%
定時制高校2年生相当	32.3%	51.6%	16.1%
通信制高校生	34.7%	63.3%	2.0%

世話をしているために、やりたいけれどできていないこと（複数回答）

全日制高校2年生	定時制高校2年生相当	通信制高校生
自分の時間が取れない (16.6%)	自分の時間が取れない (19.4%)	自分の時間が取れない (40.8%)
宿題をする時間や勉強する 時間が取れない(13.0%)	睡眠が十分に取れない (16.1%)	友人と遊ぶことができない (30.6%)
友人と遊ぶことができない (11.4%)	友人と遊ぶことができない (16.1%)	授業を受ける時間や課題を する時間、勉強する時間が 取れない(28.6%)

都教育委員会における取組

- 教職員向けデジタルリーフレットなどを活用してヤングケアラーに対する理解啓発に努めるとともに、学校が果たすべき役割について共通理解を図り、福祉等の関係機関につなぐ体制を確保
- 学校関係者向けに「ヤングケアラー相談専用ダイヤル」を開設し、寄せられた相談ケースについて、福祉局や関係機関等と連携し、迅速に支援



学校現場の状況

- 発達障害のある生徒の増加など、在籍生徒の抱える課題・背景の多様化が進行
⇒ 学び直しや卒業後の進学、円滑な就労、社会定着等に向けた課題が深刻化

現場の声（エンカレッジスクール）

※ エンカレッジスクール数校へのヒアリングにより把握

在籍生徒の特徴

- **発達障害・知的障害等のある生徒が大幅に増加**している。発達特性・知的面の支援ニーズが高い生徒の他にも、不登校経験者や家庭環境・経済的困難を抱える生徒、人間関係形成やコミュニケーションに困難がある生徒が多く、アルバイトをしながら通う生徒も多い。

学び直しの状況

- 一見すると落ち着いて授業を受けているように見えても、実際には内容理解や対人関係形成に大きな課題を抱える生徒が多い。**課題提出等により何とか進級・卒業につなげている**実態もある。
- 30分授業や二人担任制はエンカレッジスクールの仕組みとして有効な部分もあるが、現在の生徒実態では、それによって**学力が十分伸びているとは言い切れない**。

生徒支援状況

- 医療・福祉・中学校等との連携は一定程度行っているが、**実態に対して人手や専門性が不足**している。**保護者自身にも支援が必要**と思われるケースがあり、学校の説明が十分に理解されない、保護者対応に長時間を要するなどの課題がある。
- 発達障害や知的障害のある生徒に対する就労支援は、通常の進路指導の枠組みでは限界があり、**特別支援学校のような3年間を通じた就労支援までは十分に行えていない**。
就職、専門学校、職業訓練校等、何らかの形で次の進路につなげているが、**進学先や就職先に定着できず、すぐに離れてしまう例も耳にすることがある**。

学校現場の状況

- 在籍生徒は多様かつ複合的な課題・背景を併せ持つ
⇒ 生徒一人一人の状況等に応じた支援体制に課題

現場の声（昼夜間定時制）

※ 昼夜間定時制数校へのヒアリングにより把握

在籍生徒の特徴

- 不登校経験者、発達特性・特別支援ニーズのある生徒、外国につながる生徒、その他の生徒に大きく分けられ、**複合的な課題・背景**を併せ持つ生徒も多い。全体的に**基礎学力は低い傾向**にあり、学力差も大きい。
- 3部制のうち、1部は全日制に近い生徒が比較的多く、2部・3部と進むにつれて、中学校時代の不登校や学習のつまずき、生活習慣の課題を抱えた生徒が増える傾向にある。

生徒支援状況

- **複合的な背景を持ち、一律的な制度や標準的な支援では対応しきれない生徒**も存在するが、学校だけでは家庭環境、福祉的課題、医療的課題、外国人生徒の在留資格や就労・進学相談まで対応するのは困難。**福祉・医療・外国人支援等の専門人材と学校がつながりやすい仕組みや、相談できる専門窓口等**が必要。
- 経済的に厳しい家庭や一人親家庭、保護者が多忙で学校と連絡が取りづらい家庭が少なくない。家庭内で進路や将来について話し合うことが難しく、**学校が家庭の役割の一部を担わざるを得ない**場面もある。
- 人間関係や生活習慣、家庭環境等の背景から、継続的な働きかけを必要とする生徒が多い。電話、メール、Teams、家庭訪問などを通じて粘り強く連絡を取り続けている。
- 現在、定時制は1学級30人であるが、これがもう少し**小規模**であれば、教員が全生徒に声を掛けやすく、不登校経験者や発達特性のある生徒等も、自分が認められている、気にされているという実感を得やすい。

4 通信制ニーズの増加

通信制高校のニーズの高まり

- 現在、全国の高校生の約10人に1人が通信制課程を選択
- 都においても、公立中学校等卒業者のうち、通信制高校への進学者の増加が顕著

通信制高校に通う生徒の比率（全国）

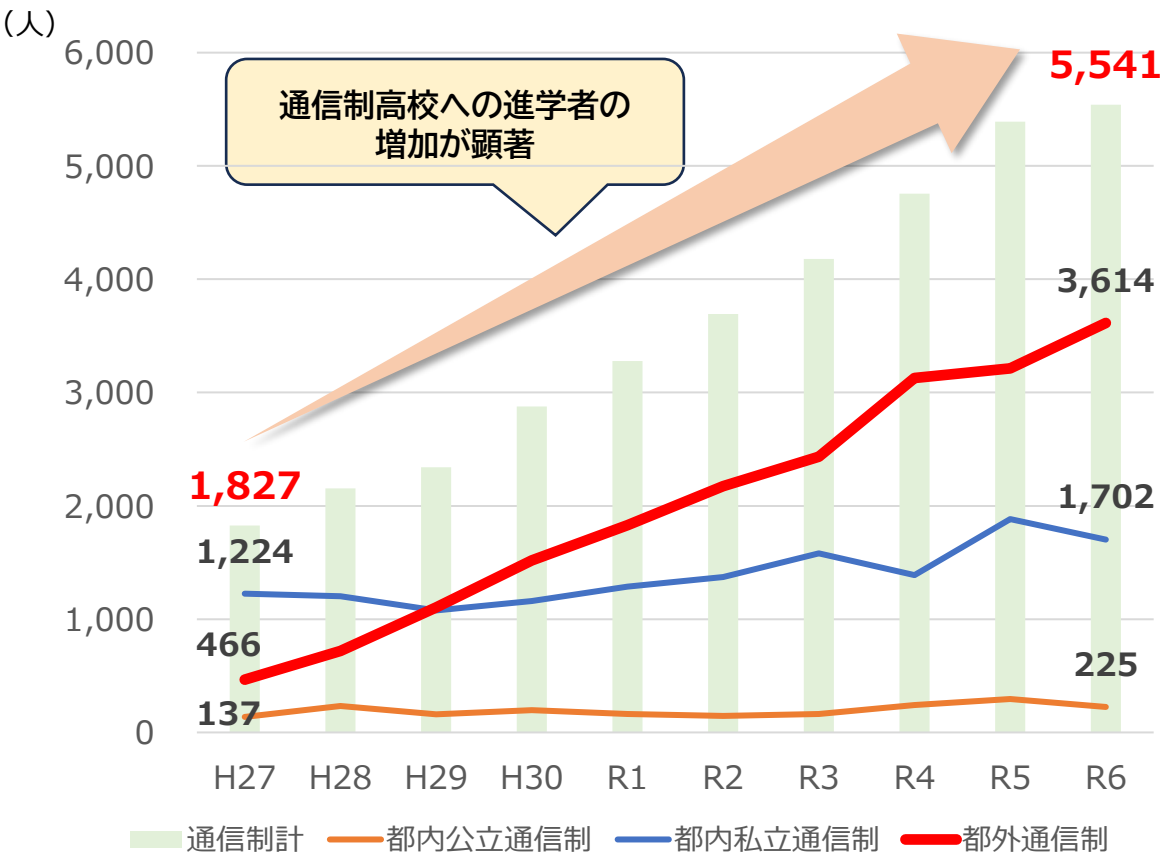
平成27年度

全日制定時制	通信制			高校生全体に占める比率
	公立	私立	計	
3,319,114人	66,702人	113,691人	180,393人	5.2%

令和7年度

全日制定時制	通信制			高校生全体に占める比率
	公立	私立	計	
2,873,619人	62,008人	243,189人	305,197人	9.6%

都内公立中学校等卒業者のうち通信制高校進学者



通信制高校を選択する生徒の状況

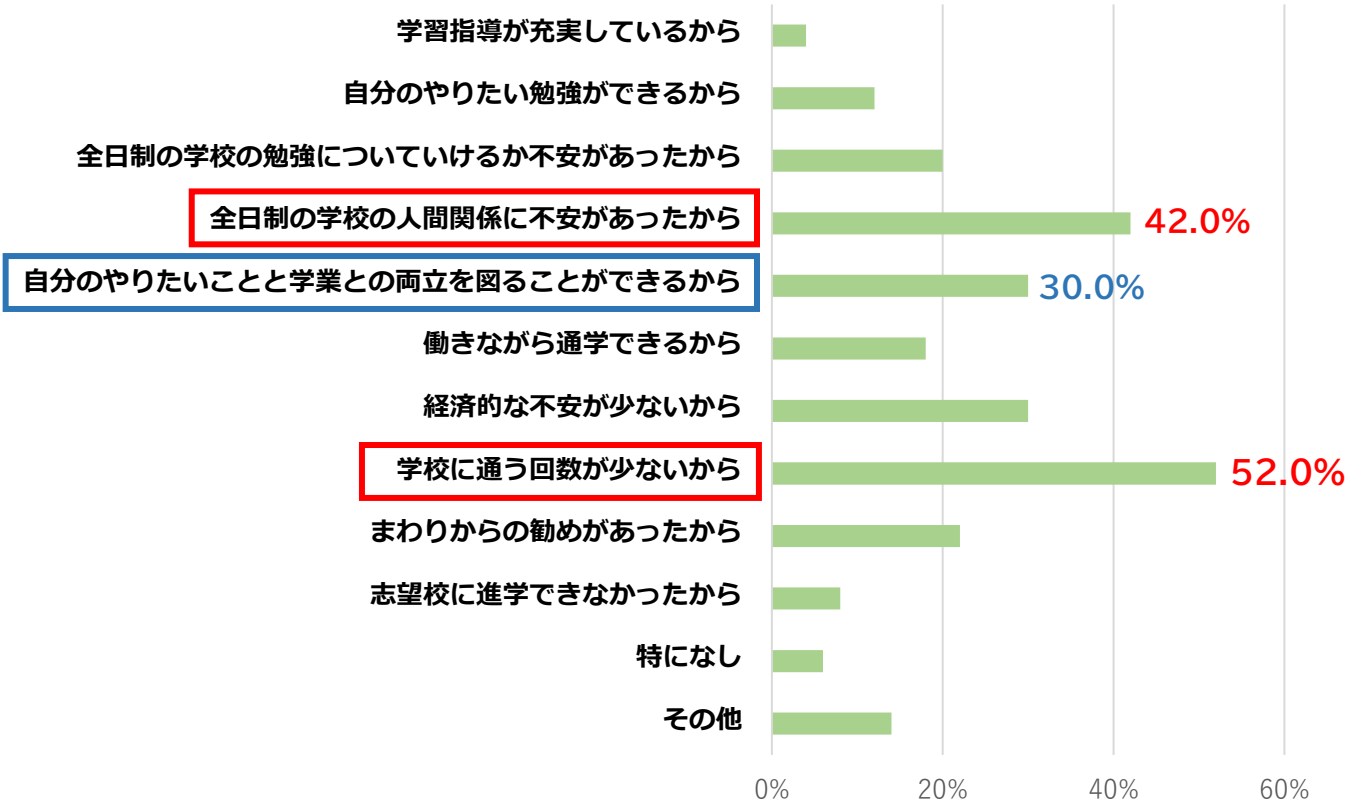
- 通信制高校に通う生徒は不登校経験者が6割超を占めるほか、家庭環境や健康面など多様な背景を抱えている
- 都立通信制を選択した理由は、「通学回数の少なさ」と「人間関係への不安」が上位を占める一方、自分のやりたいことと学業との両立を目指し、積極的に通信制を選択した生徒も一定数存在

通信制高校に通う生徒の背景（全国）

	狭域通信制	広域通信制
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	65.6%	64.2%
外国とつながりがある(外国籍・日本語を母語としない)生徒	1.0%	0.6%
ひとり親家庭の生徒	28.2%	29.9%
特別な支援を必要とする生徒	7.9%	8.1%
非行経験(刑法犯罪等)を有する生徒	1.2%	0.6%
心療内科等に通院歴のある生徒	21.1%	21.4%

都立通信制高校の志望理由

※ 都立高校在校生への調査



通信制高校におけるスクーリングの状況

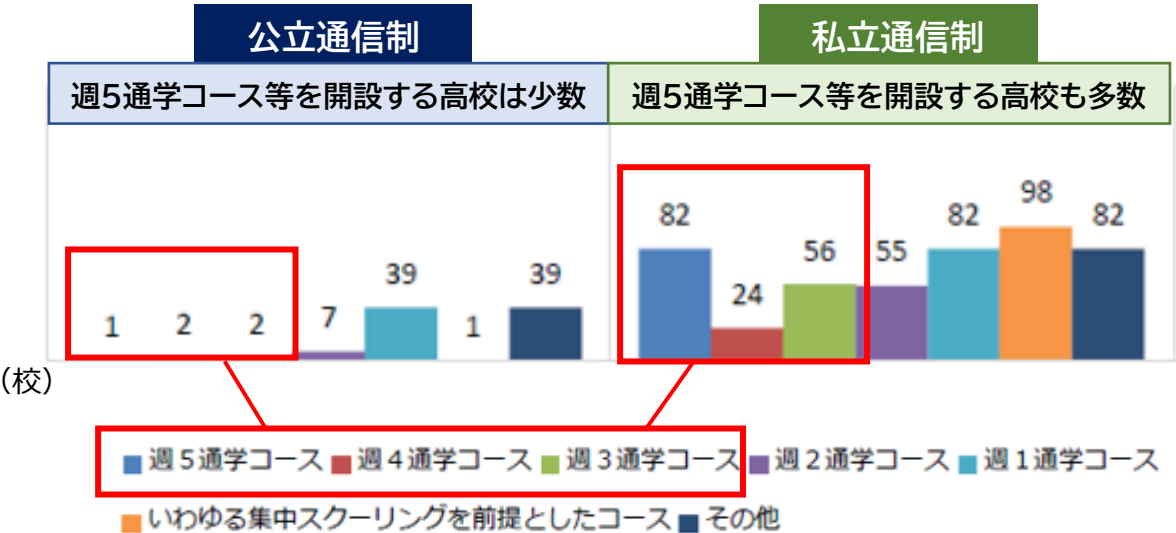
- ☐

公立通信制高校では、通学頻度の高いコースを開設している高校は僅かである一方、私立通信制高校では週3以上の通学頻度のコースを開設している高校も多く、当該コースを選択する生徒も一定数存在
⇒ 通信制を選択する生徒の中には、高い頻度で通学するニーズも存在

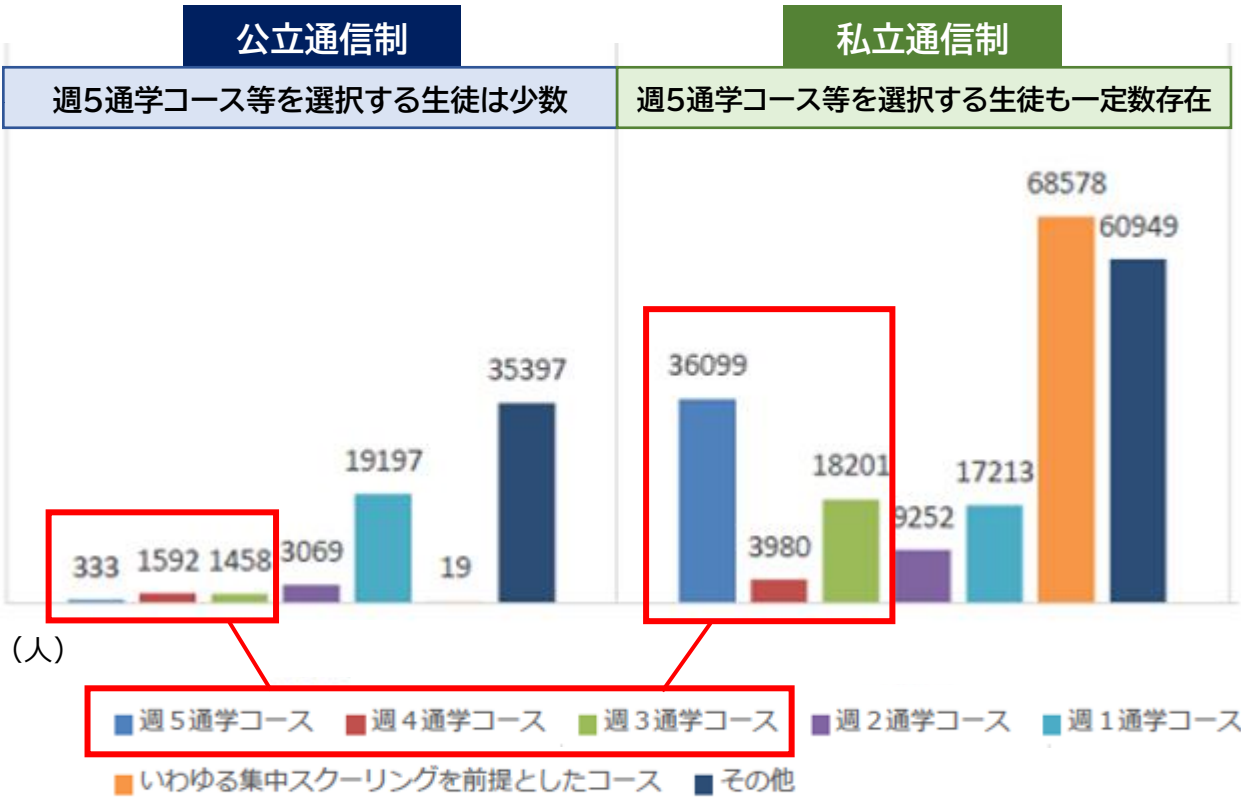
スクーリングとは

- 通信制高校は、レポート提出、スクーリング、期末テストにより単位を認定
- 既存の都立通信制3校は全て定時制課程の併置校であり、土曜日にスクーリングを設定

スクーリング頻度別学校数（全国）



スクーリング頻度別生徒数（全国）



都立通信制における近年の取組

□ デジタル技術の活用により生徒の学びをサポートするとともに、居場所づくりや外部連携を通じた専門教育・資格取得支援など、生徒の多様なニーズに応える多角的な取組を推進

デジタル環境の整備

- 通信制高校に在籍する生徒が、時間や場所の制約なく、インターネットを通じて様々な学習コンテンツを活用しながらe-ラーニングや学習相談等を行えるようにするなど、デジタルを活用した学習環境を整備

デジタルの活用による生徒の学びのサポート

- 学習管理アプリを導入することで、学習時間の管理や单元ごとの理解度を図るなど、生徒の学びをサポート

氏名	総学習時間	全体定着率	前期・第1回	前期・第2回
	1時間0分	50%	30分	30分
	2時間0分	50%	1時間30分	30分
	14時間0分	50%	4時間0分	10時間0分
	0分	25%	0分	0分
	0分	25%	0分	0分
	1時間30分	25%	1時間30分	0分
	1時間0分	25%	1時間0分	0分

学習管理システム 画面イメージ(生徒ごとのレポートの進捗)

学びのセーフティネット事業

- 通信制高校等の生徒に対し、学校とNPO 等が連携して、日常生活の中で拠り所となる居場所を学校外に創出し、学習支援や進路相談・生活相談、生徒同士の交流等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を実施
- 現在、都内4拠点(足立区、品川区、豊島区、立川市)で実施

専門学校等と連携した高度な専門教育

- 都立通信制高校3校で、専門知識を持つ民間事業者等と連携した講座を開設
- 令和8年度は、デジタルスキル講座(デジタルイラスト講座等)やソーシャルスキル・コミュニケーションスキルに関する講座を実施

検定スキル習得を目指す生徒への支援

- 通信制高校において、技能審査の成果を単位認定できるという、学校外における学習活動への評価の仕組みをより一層活用し、英語やデジタル等の検定の対策講座を開講
- 令和8年度は英検やITパスポート、MOS検定等の講座を実施

他自治体における取組（神奈川県立横浜修悠館高校）

- 神奈川県立横浜修悠館高校では、通信制単独校として充実した施設環境を生かしながら、「平日講座」を含めたスクーリングに加え、居場所づくりやマンツーマン指導などの様々な生徒支援の取組を実施

学校概要

神奈川県立高校2校の通信制課程を集約し、平成20年4月開校。
全日制・定時制課程を併置しない、**通信制単独校(普通科)**

スクーリング・レポート

- 月曜から木曜までの**週4日登校**する「平日講座」と、**週1日登校**(日曜)する「日曜講座」を科目ごとに選択
- 令和7年度から、**全てのレポートをオンラインで提出**する仕組みを整備
レポートは横浜修悠館マイページ(学習ポータルサイト)から解答

教育内容・生徒支援

- レポートに探究的な問いを設定する「探究的なレポート」や、ICTを活用して生徒同士の対話や意見共有の機会を設けた「協働的なスクーリング」を推進
- 様々な**生徒支援機能**を整備・充実
 - ・ 悠ルーム（生徒が「落ち着いて過ごせる場所」として常設）
 - ・ トライ教室（学習支援が必要な生徒をマンツーマンで指導）
 - ・ 架け橋教室（外国につながる生徒を支援する教室）
 - ・ 支援データベース（生徒の支援に必要な情報を蓄積、共有するシステム）



悠ルーム



トライ教室



架け橋教室



支援データベース

学校現場の状況

- 都立通信制は不登校経験者や他校で定着できなかった生徒等のセーフティネットとして機能
- スクーリングや対面での支援の更なる充実を求める声も存在
- 今後の検討課題として、学校形態のあり方や、積極的に通信制を選択する層への対応等が挙げられている

現場の声（通信制高校）

※ 都立通信制数校へのヒアリングにより把握

在籍生徒の特徴

- 集団になじめない、集団生活を得意としない生徒が中心で、**不登校経験者は多い。**他校からの転入も多く、**セーフティネットとしての性格が強い。**

スクーリング

- スクーリングは単なる出席機会ではなく、**人との関わりや学力形成につなげる場**として重視している。来たくなる・参加したくなるスクーリングの構築を目指して取り組んでいる。
- **スクーリングや対面での支援について、更に積極的に参加したいという生徒も一定数いる。**

生徒支援の状況

- 連絡が取れなくなる生徒が多く、支援の入口に乗せること自体が難しい。
- 単に卒業資格を取得するだけでは不十分で、**学力や社会性**をどう身に付けさせるかが課題。**通信制でも学校らしさや人との関わりは重要。**

都立通信制の今後

- 通信制は今後もニーズが増える可能性があり、**既存の3校だけでよいのか**ということや、**定時制併置の形態だけでよいのか**ということに加えて、**単なるセーフティネットとしてだけではなく、積極的に通信制を選択する生徒のニーズにどのように対応していくか**ということについては検討課題となり得る。

5 本日の論点

第2回専門部会における主な論点

○ 本日の論点

① 不登校経験等の生徒について

- 不登校の背景が多様化・複雑化する中、学校にはどのような支援機能が求められるか。
- 学校だけでは対応が難しい課題に対し、医療・福祉等との連携は今後どのように強化すべきか。
- 不登校経験等の生徒が安心して学び続けるために、今後どのような通学・学習スタイルの充実が必要か。

② 多様な課題を抱える生徒について

- 発達特性や障害、家庭環境等、多様な背景を抱える生徒に対し、どのような学びを提供していくべきか。
- 将来の社会的自立に向けて、どのようなキャリア教育や就労支援を充実すべきか。
- 多様な課題を抱える生徒一人一人にきめ細かく対応するため、どのような支援体制や教育環境が求められるか。

③ 通信制ニーズの増加について

- 通信制高校への進学ニーズが高まる中、都立通信制高校には今後どのような役割が求められるか。
- 通信制においても人との関わりを通じて社会性をより一層育むため、スクーリングや対面での学び、交流機会、体験機会等をどのように充実させていくべきか。
- 広域通信制高校が台頭する中、積極的に通信制を選択したいと考える生徒に対し、どのように対応していくべきか。